

「南越雑話」(二) — 翻刻と現代語訳 —

「南越雑話」輪読会

一 「南越雑話」上巻—翻刻と現代語訳—(承前)

上巻—第一一話

一 水野和泉守、天王寺表ノ一番乗セラレシトテ、越前家ト争ニナリ、
兩御所様御前ニテ、水野氏ト越前ノ宿老、本多伊豆守、本多丹下、
対決仰付ラレシニ、丹下、水野氏ニ向テ、忠直旗ハ御覽候ヤト問
ケレバ、成程見候トノ返答ナレバ、丹下左候ヘハ、忠直先登ニ極
リ候、子細ハ開^{イダシ}ハシキ時、跡ハ見ラレヌ物ニ候故、越前ノ者共ハ、
一人モ足下ノ旗^{ソコモト}ハ見ズ候ト云ケレバ、尤也トノ 上意ニテ、越前
ノ先登ニ究マリシトゾ、武士タル者ハ、一句一言ニテ主意ヲ達ス
ルト、達セザルトノ差別味ベキ事トモ也

〔校訂〕

①先登ニ究り候 ↓ ⑤先登ニ極り候

〔注釈〕

○水野和泉守…水野勝成。一五六四〜一六五一。このとき三河刈谷藩主。
大坂夏の陣では、大和口方面の先鋒となる。その功績で戦後、大和郡山に
加増転封される。○天王寺…摂津国から和泉国にいたる交通の要衝地。大
坂城の南方にあたり、大坂夏の陣では、多数の武将自身が討死する程の
激戦地となった。○本多丹下…本多成重。越前騒動の翌年の慶長十八年
(一六一三)、越前松平家に入り、失脚した今村盛次に代わって丸岡城主と
なる。なお成重は、この大坂夏の陣での恩賞として、家康から直々に国光
の刀と三吉野の茶壺を賜り、従五位下飛騨守に叙任された(寛政重修諸家
譜)等)。↓上巻第五話。○先登…まっさきに敵の城に攻め入ること。一番
乗り。先駆け。○主意…主要な意図。主旨。明確な意思。主君の意思。

〔現代語訳〕

水野勝成側が、大坂夏の陣の天王寺表での戦いで一番乗りをしたのは自
分たちだと主張し、越前松平家と争いになった。兩御所様(徳川家康・秀忠)

の前で、水野氏側と越前松平家の宿老である本多富正・本多成重が対決を命じられた。成重は水野側に向かって、「合戦の時、忠直（越前）勢の旗はご覧になったのか」と尋ねると、水野氏側は「なるほど。見た」と返答したので、成重はそれを受けて「忠直勢が城に一番乗りしたのは、それで決まった。急いでいる時は、後ろは見られないものなので、越前勢は一人もあなただ方の旗は見えていない」と答えた。「もつともである」と家康・秀忠らも納得し、越前勢が大坂城一番乗りと決まった。

武士というものは、一句一言で自分の意図が届くのと届かないとの差は、味わうべき事である。

（角 明浩）

上巻―第一二話

一両御所様二条ノ御城ニテ、両本多ヲ召出サレ、今度大坂表七日ノ御先手、加賀へ仰付ラレシ処ニ、越前勢夜ノ内ニ押出シ、加賀ノ勢ヲ、押シ抜キ候トアルハ、如何ナル子細コレ有ヤ、言上仕べく旨、仰出サレシカバ、伊豆守申上候ハ、此方家中ニ、御上ニモ御存ノ者ニテ候、吉田修理ト申、大名分ノ者罷有候ガ、自分ノ人数モ余程コレ有、尤組付ノ士トモコレ有候処ニ、如何ナル所存ニ候ヤ、六日ノ夜中、自分ノ一手ヲ引マトヒ、城方へ押出候トコレ有儀ヲ、家中ノ者トモ承リ、修理組下ノ者ニ、先ヲ越レ候テハト、我モヤモト、駈出候ニ付、私共兩人儀モ、心元ナク、跡ヲ追出勢仕候処、参河守旗本バカリ、跡ニ残り止ルベキヤウモコレナク出勢仕候テ、修理跡ヲ慕ヒ、茶臼山近所マテ、押詰申タル儀ニ候、夜明候テノ

儀ハ、申上ルニ及バズ候、此段ニ於テハ、後日ニ御尋モコレ有ベク候、修理存寄承届差置ヘクト、私共兩人申合、罷有候処、其日修理手先ニテ、追崩候トテ、天満川ノ方へ敗走仕候ヲ追討候トテ、修理儀天満川へ乗入、其身馬トモニ、沈ミ相果候ニ付、何ヲ承ベクヤウモコレナク、近頃卒忽ノ至リ、恐入存奉ル旨、申上ケレバ、其後ハ何ノ御尋モナカリシトゾ

〔注釈〕

○二条ノ御城：二条城。○先手：先陣。先鋒。○加賀：前田利常率いる加賀前田勢。大坂夏の陣では岡山口の先鋒を命じられ、天王寺口での開戦の後、大野治房ら大坂方と激戦を展開。○組付：組子。組下。組頭の支配下にある者。○参河守：越前松平家当主・松平忠直。このときの官途は三河守。○茶臼山：四天王寺の南西。大坂冬の陣ではこの一帯に徳川家康が本陣を置き、大坂夏の陣では真田信繁（幸村）が布陣した。奮戦した越前松平勢と水野勢の攻撃で陥落し、越前松平勢が山上に旗を立てたという。○存寄：考えていること。思いつき。意見。○天満川：淀川の支川。豊臣秀吉は伏見と大坂間の淀川堤防を修築して、天正十三年（一五八五）に東横堀川を開削。慶長三年（一五九八）には天満川が、同五年頃には阿波堀川、西横堀川も完成したという。○卒忽：粗忽のことか。粗相、しくじりや不注意。

〔現代語訳〕

両御所様（徳川家康・秀忠）が二条城において両本多（本多富正・成重）を召して、「今回の大坂表での七日の先鋒は、加賀前田勢に命じていたのに、越前松平勢が夜のうちに押し出でて、加賀勢を抜いたというのは、どういう子細か、言上せよ」と仰せになった。富正が申し上げるには「我ら越前松平家中に、両御所もご存知の吉田修理という大名分の者がいます。修理

自身が率いる人数だけでなく組下の侍も大勢いましたが、どういうわけか、六日の夜に一手を率いて城方に打って出たのを、家中の他の者が見て、「吉田修理の組下に先を越されては」と、我も我もと次々と打って出たところ、我々兩人も不安になり、後を追って出撃しました。忠直の旗本ばかりが後に残つてとどまるわけにもいかず、吉田修理を追い、茶臼山近くまで押し詰めたということです。夜が明けて後、結果、越前勢が加賀勢に抜け駆けしたことは申し上げるまでもありません。この後「後日、両御所よりお尋ねがあるだろう。吉田修理の考えを承っておこう」と、我々兩人が思っていました。その日に吉田修理は先の方で、敵を追い崩し、天満川のほうに敗走する敵を追撃したところ、修理自身が天満川に乗り入れ、そのまま馬もろとも沈んで死んでしまいました。吉田修理の意図を何も聞くこともできなく、近頃不注意で恐れ入ります」と申し上げたところ、その後、両御所から何もお尋ねがなかったということである。

(角 明浩)

上巻―第一三話

一原平左衛門ト云ハ、其頃母衣ノ衆ナルガ、甲冑大坊主ノ黒キ衣ヲ着テ、片膚ヌギタル粧ノ鎧ヲ着テ、七日ノ朝加賀ノ手先ヲ、押通ルトテ、彼是争論ノトキ、平左衛門鎧ヲ馬上ニ横タヘ、ノリ出シテ、ハゲシキ拳動^{フルマイ}アリシトゾ、其後両本多ヲ召シ、忠直手ニテ、黒坊主ノ出立シタル者アリテ、狼藉者ナリ、何ト申ス者ゾト、御尋アレハ、伊豆守承リ、忠直家中ニ、坊主ハ召仕ヒ申サズ候ト、申上ケレバ、其後何ノ沙汰モナカリシトゾ

〔注釈〕

○原平左衛門：越前松平家臣。実名は不詳。生国は下総で、先祖の原若狭守、大炊助は千葉家に仕え、また北条家にも属したという。さらに千葉胤富・国胤の感状・軍用状等を所持していたという（諸士先祖之記）。○母衣ノ衆：母衣衆。母衣（幌、保侶）は軍陣で背中にかける大形の布帛で、流れ矢を防ぎ、存在明示の標識として使用した。室町時代頃から、風にくらんだ形を示すために竹や鯨骨製の母衣串を入れるのが通例となり、戦国時代に、母衣をつけた馬廻が本陣と各部隊との間を行き来する使番として「母衣衆」と呼ばれた。有名なものとして織田信長家臣の「赤母衣衆」「黒母衣衆」、豊臣秀吉家臣の「黄母衣衆」があり、それぞれ近臣を輩出した。○大坊主：大入道。坊主頭の大男。○片膚ヌギタル粧ノ鎧：片肌脱ぎの胴具足。当世具足の一種で、片肌を脱いでいるような意匠。

〔現代語訳〕

原平左衛門というのは、この頃は越前松平家勢の母衣衆であった。甲冑は大入道姿で黒い衣を身に着け、片肌脱ぎの胴具足を着け、五月七日の朝に加賀前田勢の先を押し通ったので、加賀勢とあれこれ言い争いになった。その時、平左衛門は馬上で鎧を横たえて、身を乗り出して激しい拳動をしたという。

その後、両本多（本多富正・成重）を召して、「松平忠直勢のなかで、黒坊主の恰好をした者がいて狼藉者である。何という者だ」とお尋ねがあったが、富正が答えて「松平忠直家中に坊主は召し抱えていません」と申し上げたところ、その後、何の沙汰もなかったという。

(角 明浩)

上巻―第一四話

一大坂御出陣前、斎藤又兵衛、石川宗左衛門、鷺山伝八、朝比奈孫右衛門、同杉右衛門、蟠倉彦右衛門、厚木弥三郎、小池半左衛門、岡部惣治郎、由比瀬兵衛、友松半助、牧野右衛門太郎、同長八、古田新七、松田惣左衛門、赤垣甚左衛門、菅沼新五左衛門、嶋田次郎右衛門、松田権之介、内海五郎右衛門、国枝平右衛門、相沢牛松、ナド、云トモガラ、番頭ヲ不足シテ、願ヒ申上ケレバ、波々伯部九兵衛番子ニ仰付ラレシニ、九兵衛追テ御請仕ベクトテ罷歸リ、右ノ者トモノ方ヘ廻状ヲ遣シ、各ヲ我ラニ付ラレ候、向後某ノ下知用ヒラルベキヤ、同心ニ於テハ、名ノ下ニ印判ヲイタサルベシ、左候ハ、御請仕ベクト、申越ケレバ、各判ヲ調へ、遣シケルトゾ、其廻状、今ニ彼家ニ波々伯部アリ、然ルニ其頃ハ、万事軽キ事ト見ヘテ、右ノ廻状モ、其頃御城ニテ有シ、御能、番付ノウラニ書タルモノナリトゾ

〔校訂〕

①御請仕ベクトテ↓⑤御請申可仕トテ

〔注釈〕

○斎藤又兵衛：御馬廻衆、八〇〇石、本国美濃（「秀康給帳」）。「忠直給帳」では本国を「遠州」とする。○石川宗左衛門：四〇〇石、本国三河、大小姓（秀康給帳）。○鷺山伝八：母衣衆、五〇〇石、本国遠江（「秀康給帳」）。○朝比奈孫右衛門：御馬廻衆、二〇〇石（朱書「貳百五拾石」）、本国遠江（「秀康給帳」）。「忠直給帳」に「二百五十石」とあり。○朝比奈杉右衛門：「国

事叢記」に「朝比奈杉右衛門（二百石）」とあり。○蟠倉彦右衛門：母衣衆、五〇〇石、本国遠江（「秀康給帳」）。○厚木弥三郎：五〇〇石（「忠直給帳」）。○小池半左衛門：御馬廻衆、九五〇石、本国美濃（「秀康給帳」）。○岡部惣治郎：御馬廻衆、三〇〇石、本国駿河（「秀康給帳」）。○由比瀬兵衛：「国事叢記」に氏名のみ記載。○友松半助：三〇〇石（「国事叢記」）。○牧野右衛門太郎：御馬廻衆、七〇〇石、本国三河、牧野右衛門太（朱書「右衛門太郎」）（「秀康給帳」）。○牧野長八：「国事叢記」に氏名のみ記載。○古田新七：六〇〇石、本国美濃（「忠直給帳」）。○松田惣左衛門：三〇〇石（「忠直給帳」）。○赤垣甚左衛門：御馬廻衆、四〇〇石（「秀康給帳」）。○菅沼新五左衛門：三〇〇石（「忠直給帳」）。○嶋田次郎右衛門：御馬廻衆、六〇〇石、本国三河（「秀康給帳」）。○松田権之介：御馬廻衆、二〇〇石、本国相模、松田権助（朱書「権之助」）（「秀康給帳」）。「忠直給帳」には「五百石」とある。○内海五郎右衛門：四〇〇石（「忠直給帳」）。○国枝平右衛門：御馬廻衆、五〇〇石、本国美濃（「秀康給帳」）。○相沢牛松：二五〇石、愛沢牛松（「忠直給帳」）。○番頭：軍の部隊（番組）の指揮官。○波々伯部九兵衛：波々伯部朝負家繁。十郎三郎、九兵衛。「諸士先祖之記」によると、伏見で徳川家に仕官後、結城秀康の家臣となり、松平忠直の代に大坂の陣に際し「御馬廻諸士一組分」を「御預」かった。御普請奉行、七〇〇石、本国美濃（「秀康給帳」）。○番子：軍の部隊（番組）の構成員。○廻状：回文。回章。二人以上の宛名人に順次に回覧して要件を伝える文書。

〔現代語訳〕

大坂御出陣前、斎藤又兵衛・石川宗左衛門・鷺山伝八・朝比奈孫右衛門・同杉右衛門・蟠倉彦右衛門・厚木弥三郎・小池半左衛門・岡部惣治郎・由比瀬兵衛・友松半助・牧野右衛門太郎・同長八・古田新七・松田惣左衛門・赤垣甚左衛門・菅沼新五左衛門・嶋田次郎右衛門・松田権之介・内海五郎右衛門・国枝平右衛門・相沢牛松などという家臣たちが、番頭への不満を

願い上げたところ、波々伯部九兵衛の番子に命じられた。九兵衛は「のちほど御請けします」と言つて帰り、右の家臣たちへ廻状を遣わし、「皆さんを私に付けられました。今後私の命令に従つてくれますか。同意されるならば、名前の下に印判を押してください。そうすれば、御請けします」と知らせたところ、それぞれ判を押して九兵衛に遣わしたという。その廻状は今もこの波々伯部十郎三郎の家にある。

ところでその頃は、あらゆることが簡素なものだったとみえ、右の廻状も、その頃御城であつた御能の番付の裏に書いたものだという。

(石川美咲)

上巻―第一五話

一 加藤宗月は大坂ノ時、木本^{コノモト}ニ居住ナルガ、御上ヨリ御構アル身ナレバ、御供モイカゞトテ、御陣ブレモナカリシニ、木本ニテ御出陣ノ様子ヲキ、カクノ如キ時、油断シテ居ラル、モノカトテ、俄二人数ヲ催シ、木本ヨリ直ニ篠^{サヤマク}俣越ヲ押シテ、美濃路マデ出ラレシニ、御咎メアル身ナレバ、決シテ無用トテ、忠直公途中ヨリ仰越レケルハ、大野ハ別テ要地ナレバ、御心元ナク思召サル、間、彼城へ移リ有ベキトノ事ニ付、詮方ナク引カエシケルニ、家来ノ内ニモ関三郎兵衛ト云者ナドヲ始トシテ、是迄出テ引カエスハ甲斐ナシトテ、暇ヲ乞ヒ、大坂ニ赴シ者モ有シトゾ

〔校訂〕

①云甲斐ナシ↓⑤甲斐ナシ ①趣↓⑤赴

「南越雑話」輪読会 「南越雑話」(二)

〔注釈〕

○加藤宗月：加藤四郎兵衛康寛。号宗月。初め依田康真（康勝）、徳川家臣。慶長五年（一六〇〇）、囲碁の喧嘩口論で小栗三助を殺害。改易後、結城秀康に仕官。高知席芦田家の祖。「秀康給帳」に「五千石 信濃国 加藤四郎兵衛」、「忠直給帳」に「五千石 信濃国 加藤四郎兵衛」、「木ノ本領／五千石 加藤四郎兵衛」、「忠昌給帳」に「五千石 加藤宗月」。『越前人物志』参照。

○構：違法としてとがめられること。小栗三助を殺害し罰せられたことを指す。○木本：大野郡木本。宗月の居館がおかれていた。○御陣ブレ：陣中。陣中に出す布告。また、出陣の命令。○篠俣越：篠俣峠。大野郡木本から下俣俣を経て美濃へと通じる。現在は付近に国道一五七号線が整備されている。○美濃路：東海道・宮宿と中山道・垂井宿を結ぶ脇往還。○彼城：宗月の居館は木本であるが、『国事叢記』に「越前大野者一揆所ニ候。彼地ニ残、一揆不発候様ニ致可然旨申来、忠直卿御意之由奉書到来、無是非坂下より大野城へ帰出」とあるため、ここでは大野城に移動せよという命令であったと解しておく。○関三郎兵衛：加藤宗月の家来。『国事叢記』に「于今相勅中ニも依田・清水・難波・関之四姓を芦田之四天王と云」とある。

○暇を乞う：主人に願ひ出て主従関係を解消すること。

〔現代語訳〕

加藤宗月は大坂の陣のとき、木本に住んでいたが、御上（徳川家）から罰せられた身であるので、出陣に御供させるのもどうかということを出陣の命令もなかった。宗月は木本で御出陣の様子を聞き「このようなときに油断していられるものか」と言つて、すぐに人数を集め、木本から直接篠俣越へ軍勢を進め美濃路まで出た。「御咎めのある身なので、出陣は決して無用である」と忠直公が途中で命じたのは、「大野はとりわけ重要な地であり、ご心配にお思いであるので、彼の城（大野城）へ移るよう」とのことであつたので、仕方なく引き返した。しかし、家来の内にも関三郎兵衛

という者などをはじめとして、「ここまで出てきて引き返すのはふがない」と言つて、宗月に暇を乞ひ、大坂へ赴いた者もいたという。

(徳満悠)

上巻―第一六話

一秀康公御代、原田七右衛門ト云モノハ、石場ノ、イマノ寺町ノトコロニ住シ、高德掃部ハ御舟町ニ居ケルガ、互ニ子トモ、川ヲ越テ出合シニ、或時イサ、カノ事ニテ、掃部カ三男、右衛門三郎七右衛門ガ一子何某ヲ討果シ、直ニ私宅ニ帰り、父ニシカッ、ノコト語ケレバ、掃部聞テ、デカシ候、シカシナガラ人ノ子ヲ殺シテ、其通りニハナルマジキトテ、右衛門三郎ヲ伴ヒ、原田ガ方へ行テ云ヤウハ、我ラセガレノ腰物ヲ、足下ノ子息、所望致サレ候ヘトモ、遣ハサズ候由申セシ故、タトヘ金銀ヲ延タル刀ニテモ、侍ニ望マレ、ヤラヌト云事有ベカラスト叱候ヘバ、則遣シ候、然ルニ遣シヤウアシク候ヤ、早速外へ越レ候由、コレヲ怒リテ打果シ候、我ラハ子供モ多候ガ、足下ニハ一子ノ事ナレバ、サゾ迷惑ニ存セラルベク候、セガレ召連候間、如何ヤウニモ存分ニ致サルベシト云ケレバ、七右衛門云ヤウハ、千万過分ニ候、左候ハ、モハヤカエシ申マジク候、幸ヒ我ラノ子ニ致スベシ、左ヤウナルウツケタルセガレハ、何ノ用ニモ立マジキニ、能子^(本名)ニ仕替タルト喜ビシトゾ、カクノ如キ事ハ後世是ヲ以テ宗トスベキニハアラネトモ、古風ナル事ナレハコ、ニ記ス

〔注釈〕

○原田七右衛門…一〇七〇石(うち三七〇石与力)御鉄砲頭衆。本国三河(「秀康給帳」)。○高德掃部…三〇〇石、御番与衆。本国下野(「秀康給帳」)。○寺町…石場寺町(「名蹟考」)。石場周辺の足羽川南岸、現在の花月橋南詰め周辺。○御舟町…足羽川北岸、九十九橋北詰めよりやや西側、現在の照手四丁目あたり(「名蹟考」)。○宗トス…主とする・重んじる。(『日本国語大辞典』)。

〔現代語訳〕

結城秀康公の御代に、原田七右衛門という者が、石場の現在の寺町のとこに住んでおり、高德掃部は御舟町に住んでいた。互いの子どもが川を越えて会っていたところ、ある時、些細なことで、掃部の三男の右衛門三郎が、七右衛門の一人息子である何某を討ち果たした。すぐに私宅に帰って父の掃部に仔細を告げたところ、掃部はそれを聞いて、よくやった、だが、人の子を殺してそのまま放っておくというわけにもいかないだろうと、右衛門三郎を連れて原田方へ行って、言うことには、「私の息子の腰物(刀)を、あなたの息子さんが所望されたが、息子はお渡しできないと申したため、たとえ金銀を延べて作った刀であっても、侍に望まれて渡せないということはあつてはならないと叱つたので、右衛門三郎は刀をお渡ししました。ところが、渡し方が悪かつたのでしようか、さっさと他所へ譲つてしまったとのことで、これを怒って討ち果たしたのです。私には子供が多いが、あなたのところは一人息子なので、さぞどうしたらよいかとお困りのことでしょう。息子の右衛門三郎を連れてきたので、どのようにも存分になさってください」と言つた。七右衛門の言うことには、「たいへん過分なことである、そういうことであれば、もうお返しいたしますまい、喜んで当家の子にいたします。そのようなうつけた自分の息子は、何の用にも立たなかつたらうから、よい子に仕替えてもらいました」といって喜んだという。

このようなことは、後世にこれを以て重んじるべきではないが、昔風のこ
となのでここに記しておく。
(瓜生由起)

上巻―第一七話

一久世但馬守ハ、佐々成政ニ仕ヘテ、能州末森ノ籠城ヲ始トシテ、
度々ノ武功アル者ナレバ、秀康公初知一万石ニテ召出サレシニ、
大井田監物、石川佐左衛門ナド云者ノ云ヘルハ、我々度々ノ走廻
リ有テサヘ、僅二千石ノ御恩分ナルニ、但馬守ハ自ラ猫ノ首一ツ
取リタル咄モナキニ、一万石トアルコソ心得ネ、イザ手柄ノ程ヲ
聞ントテ、或時登城ノ時出向テ、知ル人ニナリ、サテ貴兄ハ、如
何ヤウノ覚アレバ、カクノ如ノ大祿ヲ拝領候ヤト尋ケレバ、但馬
守返答ニハ、各ノ不審、尤ノ事ニ候、我ラ儀ハ、何ノ覚モコレナ
ク候、各ノ事ハ兼テ承及タル事ニ候ヘバ、此以後万一ノ事モ候ハ
バ、各手柄ノ様子見物イタシ、証人ニモ相立申ベクト云ヘバ、何
レモ辞ナクシテ止ヌ、ツ実ニ一己ノ働ヲ事トスル人ト、人ヲ預リ、
采幣ヲ取テ功ヲ立ル將帥ノ器アル人ト、格別ナル事ト云ベシ

〔校訂〕

①初知一万石ニ召出サレシニ↓⑤初知一万石ニテ召出サレシニ ①イエベ
↓⑤イヘバ

〔注釈〕

○久世但馬守：一万石、本国尾張。御普請与頭（「秀康給帳」）。佐々成政に
仕え、後に秀康に召し抱えられた。慶長十七年（一六一二）、いわゆる「久

世騒動」で切腹。○佐々成政：一五三六？―一五八八。織田信長、織田秀信、
豊臣秀吉に仕えた武将。信長の配下で越前府中、のちに越中半国を与えら
れた。秀吉政権下で肥後一国の大名となるが、一揆征伐の不振の責任を
問われ切腹。○能州末森ノ籠城：末森城は、能登の末森（末盛）山に築か
れた山城（石川県羽咋郡宝達志水町竹生野）で、越中と能登、加賀の国境
に近い要衝であった。末森の籠城とは、天正十二年（一五八四）、前田利家
の配下にあった末森城を佐々成政が攻めた「末森の戦い」を指すと考えら
れる。このとき、久世は佐々成政に仕えており、末森城の支城・鳥越城を
奪い、翌十三年に前田利家軍に攻められるまで保持する功績を挙げた（『石
川県史第一編』石川県、一九三八年）。○大井田監物：御番与衆、四〇〇石、
本国越後（「秀康給帳」）。○石川佐左衛門：御馬廻衆、一〇〇〇石、本国三
河（「秀康給帳」）。○証人：功勞を証明する人（『古文書用語大辞典』新人
物往来社、二〇〇六年）。

〔現代語訳〕

久世但馬守は、佐々成政に仕えて、能登の末森城の籠城をはじめとして
度々の武功のある者だったので、結城秀康公が最初から一万石の知行を与
えて召し出した。大井田監物、石川佐左衛門らが言うには、「我々は、何度
も戦場を走り回る実績があつてさえ僅かに千石の恩賞なのに、但馬守は自
分では猫の首ひとつ取つたという話もないのに、一万石もあるというのは
納得できない。さあ、どれほどの手柄だったのか聞いてやるう」というこ
とで、ある時、登城したときに出向いて顔見知りになり、「さて、あなた
は、どんな手柄の覚えがあつてこのような大祿を拝領したのか」と尋ねた。
但馬守の返答は、「皆さんが不審に思うのももつともなことです。自分でも
何の覚えもないのです。皆さんのことは、以前からうかがっていますから、
今後、万一のことがあれば、皆さんが手柄をたてる様子を見て証人に立ち
ましよう」と言つたので、いずれも言葉をなくして追及を止めた。じつに、

自分ひとりの働きを大事にする人と、人を預かり、采配をとって武功を立てる将帥の器がある人とは、まったく違っているということである。

(瓜生由起)

上巻―第一八話

一 忠直公、久世但馬守御成敗ハ、慶長十七年ノコトナルニ、ソノ濫觴ハ、岡部自休知行所、栗森村百姓ト、但馬守領分、古市村ノ百姓ト、争論ノ事アリテ、自休方ニハ、荷胆ノ人モ多キ故、久世越度トナリ、御成敗ナルニ、本多富正ヲ御使トシテ、御咎メノ品々、仰渡サレシカバ、富正但馬守宅ニ行^{今ノ佐野又太郎屋シキ、門ハ東向也}、件ノ品々^{本多左門、裏門ノ所牧野主殿ナリ}、詳ニ演説アリ、則討手ニハ、某ト多賀谷左近ヲ差向ラルレバ、押付罷リ向ントノ事ナルニ、折シモ十月二十日ノ事ナレバ、菓子ニ密柑ヲ出シケレバ、伊豆守コレハ珍ラシキトテ、緩々ト賞翫シ物語アリテ、退出ナルニ、次ノ間ニ、久世方家老、木村八右衛門ト云モノ、富正ヲ打ント、長刀ヲ振テ、切りカ、リケルニ、但馬守大ニ叱リ、我ラ死後マテモ、申開キヲシテ、玉ハルベキハコノ人ナリトテ、制シケルトゾ、富正ハ、八右衛見事ト、賞美セラレ、サテ門前ニテ、馬ニノルト、ヒトシク、早、内ヨリ鉄炮ヲ打出シ、屏ウラニハ、悉ク竹ヲ立、疊ヲタテカケテ、内ヲ見込マセズ、籠城ノ作法ノ如クシテ、武門ノ礼ナレバトテ、一防キシテ、終ニ居宅ニ火ヲカケ、父子主従、生害セリ、此時、者頭高須武太夫ト云者、西ノ馬場ノ方ヨリ、屏ヲ乗所ヲ、鉄炮ニテ討落セバ、嫡子半

市オシツ、イテ乗ル所ヲ、マタウチ落シタルニ、次男次郎助、生年十六歳ナルガ、父兄ノ打落サル、ヲ見テ、透間ヲアラセズ乗タレバ、敵未タ鉄炮ニ玉ヲコム処ヘノリ込テ、父兄ノ仇ヲ討取シカバ、此御恩賞ニ、父ノ遺跡組トモニ、相違ナク預ケ玉ヒ、十六歳ニテ、者頭トナリ、後忠直公左遷ノトキ、豊後迄、御供仕リ、其子某、松岡ヘ召出サレ、昌勝公者頭ニ仰付ラレシニ、イサ、カノ事ニテ、御暇下サレ、其子再ヒ、帰参仰付ラレヌ、又此時、富正未タ但馬守屋敷、退出コレナキ内ニ、多賀谷人数ヲ押詰ベシ、其時ノ相凶ニハ、鉄御門ニテ、鍾ヲ撞ベキトノ約束ナルニ、其期ニ及ンテ釣鐘ヲチテ撞レザレバ、相凶相違シテ、富正難ヲノガレシトゾ

〔校訂〕

①百姓↓⑤百姓 ①早、鉄炮ヲ↓⑤早、内ヨリ鉄炮ヲ

〔注釈〕

○岡部自休：伊予。一三〇〇石うち四二〇石与力。本国駿河(「秀康給帳」)。今村方。この騒動の後、十一月二十七日に江戸城で本多富正と今村盛次が対立したが、翌日家康の強い指示によって自休は死罪となった。○栗森村：現在の福井市栗森町、九頭竜川下流右岸に位置。「越藩史略」では石丸村。○古市村：現在の福井市古市町付近、九頭竜川下流右岸に位置。○争論の事：「越藩史略」(同書では岡部二休と表記)によれば、藩を出た久世但馬領内の民が、その妻に五年過ぎても帰らなければ死んだとみなして嫁いでよいとしていたので、妻は八年後に岡部自休領内の石丸村の次郎に嫁いだが、その二年後、戻った前夫が妻を怒り、夜に次郎宅の戸を釘打って焼き、村人も皆殺しにしたので犯人がわからず、岡部自休に久世方の家来の命令

だと告げる者があつたことから起つた争論。この争論が発展し「久世騒動」となつた。○本多富正：伊豆守。久世騒動時、家康・秀忠が富正を支持し今村を処罰したことから、以後藩内において国老として重んじられた。↓上巻第五話。○品々：「越藩史略」には、「訴人の口書を以て但馬に示し」とあり、口上書のことか。○佐野又太郎屋敷：「南越雑話」上巻成立当時の佐野又太郎は、諱を影久といい、知行は一〇〇〇石。屋敷は桜御門前にあつた。慶長期の城下を描いた「北之庄城郭図」（松平文庫二二〇九号）の当該箇所に「山岡備前」の屋敷（二九間四方）があり「始久世但馬」との注記が見える。○演説：道理や意義を解き明かすこと。○多賀谷左近：三万二〇〇石、本国下総。御普請与頭（秀康給帳）。○押付：まもなく。やがて。○木村八右衛門：久世但馬家臣。○者頭：物頭・武頭ともいう。各組（弓組・鉄砲組・足軽組等）の長。○高須武太夫：「国事叢記」に「遠州高天神城主小笠原与八郎臣。仕二越前一与力共二九百石」とある。○昌勝：松平昌勝。松岡藩藩祖。福井藩第四代藩主光通弟。○鉄御門：上級家臣屋敷付近から福井城本丸に向かう際の最初の門。現在の福井県織協ビル（福井市大手三丁目）の北側にあつた。

〔現代語訳〕

忠直公、久世但馬守の処罰は、慶長十七年（一六一二）のことであるが、そのもとは、岡部自休の知行所である栗森村百姓と但馬守領分の古市村の百姓との間に争論があり、自休方には味方になる人も多いため、久世の過ちとなり、忠直が処分をくだし、本多富正を使者としてお咎めの口上書を仰せ渡された。富正は但馬守宅に行き（現在の佐野又太郎屋敷、門は東向である。向いは本多左門、裏門の所は牧野主殿の屋敷である）、件の口上書について詳しく述べた。忠直はすぐに討手に某と多賀谷左近を差し向けられたので、まもなく向かってくるとの事であつたが、折しも十月二十日の事であるので、但馬守は菓子に蜜柑を出したところ、伊豆守（富正）は「こ

れは珍しい」といつて、ゆつくりと味を楽しみ、話をして退出した。その時、次の間に久世の家老である木村八右衛門というものが、富正を打とうと長刀を振って切りかかったので、但馬守は大いに叱り、「我ら死後までも申し開きをしてくださるのは、この人である」と言つて、止めたということである。富正は「八右衛門見事」とお褒めになり、それから門前で富正が馬に乗ると同時に、但馬守は内より鉄砲を打ち出し、堀の裏には悉く竹を立て、畳を立てかけて内部を見せず、籠城の作法通りにして、武門の礼儀作法であるからと一防ぎして、最後に居宅に火をかけて父子主従すべて自害した。

この時、者頭高須武太夫という者が、西の馬場の方より堀を乗り越えるところを、但馬守方が鉄砲にて討ち落としたので、嫡子半市を押しながら出て乗り越えるところを、但馬守方が再び討ち落としたが、次男次郎助、生年十六歳が父兄の討ち落とされるのを見て、すぐに堀に乗つたので、敵はまだ鉄砲に玉をこめているところへ乗り込むことになり、父兄の仇を討ち取ることができた。この恩賞に父の跡、組ともに相違なく預けられ、十六歳で者頭となり、その後忠直公が左遷の時は豊後までお供をし、その子某は松岡へ召し出され、昌勝公の者頭に仰せ付けられたが、些細な事でお暇を命じられ、その子は再び帰参を仰せ付けられた。

またこの時、富正がまだ但馬守屋敷を退出していない間に、多賀谷は人数を但馬の屋敷へ押し詰めることになっていて、準備が整つた時の相図には、鉄御門にて鐘を突くとの約束であつたが、その時になって釣り鐘が落ちて突くことができなかつたので、相図が異なつて富正は難を逃れたとのことである。

〔参考〕

○久世騒動：慶長十七年（一六一二）に起つた越前騒動または自休騒動ともいわれる家中騒動。遠因は秀康が高禄で多くの武刃者を召し抱えたことにあり、それらが権威に募つて争い始め、秀康没後に抑えが効かなくなり、

本多富正方と今村盛次方に分かれて対立が深まって爆発したとされる。結果、本多富正は筆頭家臣となり、本多家は幕末までゆるぎない地位を保った（『福井県史 通史編三近世』、福井県、一九九四年）、『福井市史 通史編三近世』（福井市、二〇〇八年）。

（内田好美）

上巻―第一九話

一 忠直公永見右衛門尉御成敗ハ、元和八年、十二月晦日ノ夜ノ事ナリ、右衛門尉、聊カ思召ニ應ゼザル事アリテ、御成敗ノ思召アリシカトモ、与力被官モ多クテ、御心ニ任セラレザルニ、十二月晦日ニハ、年取用意トテ、各下宿シケルヲ、不意ニ攻サセラレシトゾ、然ルニ其日何トナク、御屋形モ物サワガシク聞ヘケレバ、当番ノ侍中ヨリ、昼代リノ面々へ、今日ハ何トヤラ、常ナラヌ様子ト、知ラセケレバ、何レモ寢道具ノ内へ、具足ヲ入テ、持セタルニ、果シテ、其日当番ノ侍ヲモ、差向ケラレシトゾ、コ、ニ波々伯部清左衛門ト云ハ、波々伯部靱負弟ナルニ、右衛門与力トナリ、其日モ屋舗ニ居タルガ、平生疝氣ニテ腰ヲ痛ミ、灸治スレバ、痛モ和ギケルガ、此日寄手向フト聞テ、俄ニ灸ヲスエケレバ、娘ノ有シニ、父ニ向ヒ、此場ニナリテ、イラザル養生也ト云シニ、是程ノ養生イル場ハナキトテ、緩々ト、療治シテ、サテ潔ク働テ、討死セリ、此時当歳ノ男子アルニ、乳母懐ニ入テ、裏門ヨリノガレ出タルヲ、寄手見答メ、男子カ、女子カト問ケルニ、乳母女子ト

答タレバ、通シタルトゾ、此子長リテ後、松岡へ召出サレ、波々伯部市右衛門、休息シテ無徳ト云ヘリ

一説ニ、永見家ノ与力町、毛屋ニコレアリ、兼テ世上ノ風聞モコレアリ候ニ付、波々伯部清左衛門ハ、屋舗へ引越シ、自分ノ居屋シキニハ、妻子ヲ残シ置ケルニ、極月晦日、右衛門尉御成敗ノ由ヲ聞キ、清左衛門妻女家来トモニ、暇ヲ遣シ、譜代ノ若党一人ヲ残シ置キ、彼者ニ申付、座敷ニ柴ヲ積セ、其内ハ六歳ノ女子ト、当歳ノ男子トヲ抱キテ入り、清左衛門打死ノ上ハ、定テ妻子ヲモ召捕ルベク事必定也、人手ニカ、ランモ口惜ケレハ、今ニテモ討手向ト聞カバ、兩人ノ子供ヲ差殺シ、自ラモ生害スベキ間、此柴ニ火ヲカケテ、死骸ヲ焼捨ベキ由、彼若党ニ云含シテ、今ヤ々々ト相待ケル、カ、ル処ニ、清左衛門兄ノ靱負、願申上、清左衛門妻子ヲ、拝領アリケレバ、靱負武駟レタル家来ニ申付、清左衛門妻子ヲ、迎ニ遣シケルニ、必卒忽ニ参リテハ、卒爾有ベク間、能々取鎮メ、参ルベキ由ナレバ、駕ノ者等ヲ途中ニ残シ、門前ニ至リ、靱負方ヨリ迎イノ者ナレバ、必卒忽有ベカラズ由断リテ、内へ入り、子細ヲ述テ、難ナク、靱負方へ引取シトゾ、右ノ女子ハ、予祖父、明石吉勝ガ初妻ナリ、男子ハ波々伯部一右衛門ナリ、又云此右衛門尉ハ、秀康公殉死ノ右衛門弟ナルベシ、御成敗ノ時幼少ノ女子有シヲ、乳母カヒ、シク抱キテ、己ガ在所ヘカクシ、養育シテ後、永見志摩守ノ宅へ行、カク、ト訴ヘケレバ、志州モ悦ヒテ、引取置キ、忠昌公へ申上シカバ、甚御イタワリ有テ、成長ノ上、稲葉出雲守嫡

子、采女妻女二仰付ラレシトゾ

〔校訂〕

① 潔ク ↓ ⑤ 潔ク働テ

〔注釈〕

○ 永見右衛門：一万五三五〇石、うち九三五〇石与力五〇人、足輕二〇〇人。本国三河〔秀康給帳〕「国事叢記」。○ 年取：新年を迎えること。○ 下宿：城中から下がって自分の屋敷に居ること。○ 波々伯部清左衛門：本名中村〔国事叢記〕。○ 波々伯部朝負：諱は家繁。初名十郎三郎、九兵衛。本国丹波〔諸士先祖之記〕。○ 疝氣：漢方医の用語で、大・小腸または腰部などの痛む病氣。○ 毛屋：足羽川を挟んで城下の西南部。○ 卒爾：にわかさま。○ 稲葉出雲：二〇〇〇石、うち五〇〇石与力〔忠昌給帳〕。八右衛門正房。生国越後。初名采女のち出雲。忠昌公の御代に越後高田において拝知下され、越前へ御供〔諸士先祖之記〕。

〔現代語訳〕

忠直公、永見右衛門尉御成敗は、元和八年（一六二二）十二月晦日の夜の事であった。右衛門尉が些細なことでご命令に応じないことがあり、忠直公は御成敗のお考えがあつたけれども、右衛門尉は与力被官も多く、お考えの通りにすることができなかつたが、十二月晦日には、新年を迎える用意で各自宿下がりしていたので、不意に攻めさせたということである。しかし、その日、永見家では何となくお屋形も物騒がしく聞こえたので、当番の侍から昼交代の面々へ、「今日は何となくいつもとは違う様子である」と知らせてきたので、皆に寝道具の中へ具足を入れて持たせたところ、思っていたとおり攻撃が始まり、その日当番の侍をも差し向けられたということである。

ここに波々伯部清左衛門というのは、波々伯部朝負弟であるが、右衛門尉の与力となつて、その日も屋敷に居たが、いつも疝氣で腰を痛み、灸治

をすれば痛みも和らいだが、この日は攻め寄せて来る軍勢のことをふと聞いて、にわかには灸をすえたので、娘がいて父に向い、「このような場面で必要のない養生である」と言うので、「これほどの養生が必要な時はない」と言つて、ゆつくりと療治し、潔く働いて討死をした。

この時、その年に生まれた男子があり、乳母の懐に入れて裏門から逃れ出たのを寄せ手が見咎め、「男子か、女子か」と問うたので、乳母は「女子」と答えたため通したということである。この子は成長後、松岡へ召し出され、波々伯部市右衛門、隠居して無徳といつた。

一説に、永見家の与力町は毛屋にあり、かねて世間の風聞にもあつたので、波々伯部清左衛門は永見家の屋敷へ引越し、自分の屋敷には妻子を残し置いていたが、極月（十二月）晦日、右衛門尉御成敗の由を聞き、清左衛門の妻や家来に暇を遣わし、譜代の若党一人を残し、彼の者に申付けて座敷に柴を積ませ、その中へ六歳の女子と、その年に生まれた男子を抱いて入り、清左衛門が「討死の上は、決まって妻子をも召し取る事になる。人の手にかかるのも口惜しいので、今にも討たれると聞いたならば、二人の子供を刺し殺し自分も自害する間に、この柴に火をかけて、死骸を焼き捨てるように」と彼の若党に言い含んで、今か今かと待った。このよな所に清左衛門兄の朝負がお願いして、清左衛門妻子を拝領となつたので、朝負は武門に馴れた家来に申し付けて清左衛門妻子を迎えに遣わしたが、必ず軽率な態度では失礼な振る舞いがあるので、よくよく落ち着いて訪れるようにと伝え、家来は駕籠の者らを途中に残して門前に至り、朝負方より迎える者であるので必ず軽率ではないことを断つて内へ入り、子細を述べて難なく朝負方へ引き返したとのことである。右の女子は、私の祖父、明石吉勝の初めの妻である。男子は波々伯部一右衛門である。

また、この右衛門尉は、秀康公殉死の際の右衛門の弟である。御成敗の時、幼少の女子がいたが、乳母が甲斐甲斐しく抱いて、自分の在所へ隠して養

育したのち、永見志摩守宅へ行き、このようであると訴えたので、志州（永見志摩）も喜んで引取り、忠昌公へ申上げたところ、その後大切に育て、成長の上、稲葉出雲守嫡子である采女の妻女にすることを仰せ付けられたということである。

（内田好美）

上巻―第二〇話

一 忠昌公越前御拝領ノトキ、北国通、御入部ナレバ、秀康公御代ヨリスグニ相勤ル公儀ヨリ御差図ノ百五人ノ面々ヲハヂメ舟橋迄御迎ヒニ出タレバ、何レモ今度召出サレ候者トモト披露申ケレバ、忠昌公御覧アリテ、何レモ譜代ノ者トモ出候カトノ御意ナレバ、此御詞ヲ承リ、各有カタク存シ奉リシトゾ、サテ荒町辺ニテ御跡ヲ御覧アリテ、大坂ノ時は程人数持タラバトノ御意ニテ、甚御機嫌ナリシトゾ

〔注釈〕

○御意：主君や貴人などの仰せ。おことは（『日本国語大辞典』）。○出候カ：控えている家臣に対しては、「デタカ」などと声をかける例は、幕末でもみられ、鈴木主税「御用日記」（弘化四年、福井県文書館蔵）では、正月の乗馬初の際に「御役人鶴ノ間内御使番所御敷居際ニ罷出居、御意デタカ有之」とある。○荒町：福井城下北の一里塚（名蹟考）。

〔現代語訳〕

忠昌公が越前を拝領されたとき、北国通りで入部されたので、秀康公

御代からそのまま仕えていた家臣の中より公儀から指図された一〇五人の面々をはじめとする人々が舟橋まで出迎えた。

「何れもこの度召し出された者どもです」と披露申しあげると、忠昌公は御覧になり「何れも譜代の者ども、出さうろうか」と御声をかけられた。この御言葉をお聞きして、おのおのありがたく感じ入ったという。

その後荒町辺りで後方を御覧になられて「大坂の陣の時にこれほどの人数を抱えていたならば」との御言葉があり、はなはだ御機嫌のようすであったという。

（柳沢美美子）

上巻―第二一話

一本多飛騨守成重ノ四男、民部重方、忠昌公へ御奉公仕ルベキ旨ノ上意ヲ蒙リ、北国通り越前二下リケルトキ、丸岡ノ城ハ道筋トイ、其上父成重ノ病氣ナレバ、スグニ丸岡へ立ヨリシカバ、成重聞テ大ニ怒リ、主君ヲ持タルモノガ、何程父ノ病氣ナレバトテ、主君へ目見モセズシテ立寄シ事非義ナリト対面ヲ許サレザリシトゾ

〔注釈〕

○本多重方：本国三河、生国上総、初名主税、道号浄入、忠昌の代「寛永元年甲子年被召出」、成重五男とある（『諸士先祖之記』）。

〔現代語訳〕

本多飛騨守成重の四男、民部重方は忠昌公に奉公すべきという上意を受けて、北国通りで越前に下った。その際、丸岡城は通り道にあり、その上

父成重は病気であつたので、ただちに丸岡へ立ち寄つた。

成重はこのことを聞いて大いに怒り、主君を持つてゐる者が、どんなに父が病氣だからといって、主君に目通りもせず立ち寄ることは義に背くことであるといつて、対面を許さなかつたという。

(柳沢美美子)

上巻―第二二話

一 島原ノトキ、鍋島綱茂侯、一番乗ナレトモ、御軍法御背キアルトノ御咎メニテ閉門仰付ラレシニ、或時忠昌公殿中ニテ老中へ此度丹後守閉門ノ儀ハ、武士ノアヤカリ申度事ニ候トノ御挨拶ナリトゾ、其後早速御免アリシカバ、忠昌公ノ御一言ニテ、綱茂侯面目ヲス、ガレ候トテ、コトノ外ノ御喜悅ナリシトゾ

〔注釈〕

○鍋島綱茂：鍋島勝茂の誤り。「島原の乱に際しては、最大限の兵力を動員して、幕府に対する信用の回復につとめたが、かえつて軍令違反の罪によつて逼塞を命じられた」とされる(『国史大辞典』吉川弘文館)。

〔現代語訳〕

島原の乱の時に、鍋島綱茂侯が一番乗りをしたが、軍法に違背があるとのことで咎められ、閉門を仰せ付けられた。

ある時忠昌公は江戸城内で老中に対して、「この度の丹後守(綱茂)閉門のことは、武士としてはあやかりたいようなことです」と挨拶されたという。その後早速、綱茂侯は罪を免ぜられたので、忠昌公の一言で綱茂侯の面目

がそそがれたということ、ことのほか喜ばれたということだ。

(柳沢美美子)

上巻―第二三話

一 右ノ時、忠昌公、御出馬ナサレ度トテ、出淵平兵衛ヲ、御使トシテ、仰セ上ラレシカバ、上意ニハ、御願ノ趣、御祝着ニハ思召候ヘトモ、一揆体ノ事ニ御頼ミナサル、ニ及バズ、万一、公方様御動座ヲモ、遊バサル、程ノ事ニ候ハ、御頼遊バサルベキトノ事也、此時越前ニテハ、御山狩ニ事ヨセラレ、堅達山ニテ、御試アルニ、其日平兵衛罷歸リ、山上ニテ御返答申上シトゾ、此節諸方御聞合セノタメ、大坂へ桑原源太左衛門ヲ遣ハサレ、島原表御一門様方へ御見廻トシテ、御徒ノ者ヲ遣ハサレタルニ、何レモ発足ノ日、不凶思召付ラレ、右ノ内何某ハ、遣ハサレマジキモノヲ、タシカニ討死仕ルベクトテ、御後悔ナサレシガ、其子細ヲ尋ルニ、此者前方、大井川御供ノトキ、腰ノ物ヲ川越ニ持セタルヲ、御覽アリテ腰拔メトノ、御辞ナリシカバ、定テ是ヲ恥テ、此度打死仕シカトノ、御下墨ナルニ、果シテ、討死セシトゾ、大将ノ一言ハ、大切ナル事ナルニ、計ラザルノ御辞ヲモ思召付ラレテ、カクノ如ク御後悔アルハ、有ガタキ事也、其者モ年経タル事ナレドモ、右ノ御辞ヲ恥テ、打死シタルハ、能恥ヲ知レリト云ツベシ、右御徒ノ者或ハ頭ヲ取、或ハ手ニ合テ、罷歸リシカバ、夫々ノ御評儀アリテ、頭ヲ取シ者ニ、百五拾石、手ニ合タル者ニ、百石ゾ、下サ

レ、何レモ士ニ御取立ナリ、討死ノ者ニハ、娘ニ、御扶持方ヲ下サレ候由、此時ノ御評儀ニハ、片山良庵ヲ加ヘラレシ也

此時遣ハサル、者ハ、土屋宗右衛門、小森庄兵衛、高柳仁太夫、テキト突合候ニ付百五十石下サレ、渡辺弥兵衛、大沢七左衛門、首ヲ取候ニ付、百五十石下サレ、高瀬弥太夫、木村十兵衛、田中六右衛門、平尾弥助、何レモ振合能候ニ付、百石ヅ、下サレ、松比羅一郎右衛門、討死致候娘へ御扶持方下サル

〔校訂〕

①御聞合ノ↓⑤御聞合セノ、①御見廻リトシテ↓⑤御見廻トシテ、①此モノ↓⑤此者、①者ニハ↓⑤者ハ

〔注釈〕

○出淵平兵衛：五〇〇石（「国事叢記」、諱は盛次。忠昌代より士官し、光通代では剣術指南役となっている（「諸士先祖之記」）。○堅達山：福井市堅達町にある標高八〇メートルの山。○御試：訓練のこと。○聞合：情報収集のこと。○桑原源太左衛門：「越藩史略」では「桑原猪兵衛（一作「源太左衛門」）」とあり、「国事叢記」には「桑原伊兵衛三〇〇石」とある。○見廻：加勢のこと。○川越：川越人足の略。○下墨：推量、おもんばかること。○片山良庵：諱は三盛。忠昌が信州松代を治めていた時代に招聘され仕官し、越前に移封の時も一緒に転住した。軍学を修め、忠昌も入門したといわれ、軍旅のことは良庵に一番に訪ねられたといわれるほど忠昌に優遇された。後に忠昌次男昌勝が松岡分封になった時は藩命により松岡へ行き、その時陣屋を構えるのを指揮した（「越前人物志」）。○土屋宗右衛門：「片響記」では松岡へ遣わされた小彌太祖父とあり、「越藩史略」では土屋惣右衛門左馬之助昌春の孫としている。○小森庄兵衛：先祖は近江国の浅

井家に仕えていた。浅井家滅亡後は諸家に仕え、福井藩には忠昌代に仕え始めたと言われる（「諸士先祖之記」）。○高柳仁太夫：諱は重正。忠昌代で仕え、子の包格の時に元の「稻生」姓にもどしている（「諸士先祖之記」）。○渡辺弥兵衛：男子がなかったので断絶となった（「片響記」）。○大沢七左衛門：松岡に行き、中島将監についたので暇を出された（「国事叢記」）。○高瀬弥太夫：後日に小姓目付新右衛門の討手として差し向けられたが、取り逃がしたため暇を出された（「国事叢記」）。○木村十兵衛：男子がなかったので断絶（「国事叢記」）。○田中六右衛門：息子の不調法により暇（「片響記」）。○平尾弥助：後に禄を辞して退去（「片響記」）。○振合：その場の具合。○松比羅一郎右衛門：「片響記」では「松平市郎右衛門」、娘は浅香七郎右衛門へ嫁すとある。「国事叢記」では「松比良一郎右衛門」。

〔現代語訳〕

右、島原の乱のとき忠昌公は、出陣したので、出淵平兵衛を使いとして幕府にその旨を仰せあげた。上意では「出陣したいとの願いの内容はとも満足に思っけれども、一揆ぐらいのことで出陣をお頼みするには及ばない。万が一公方様が出陣されることになったら、出陣をお頼みする」とのことであった。この時越前では山での狩りを口実に、堅立山で軍事訓練をしていたが、その日に平兵衛が戻り、山上で幕府からの返答を申し上げた。この時情報収集のため、大坂へ桑原源太左衛門を派遣し、島原には御一門で出陣されている方々への巡視として、御徒の者を派遣した。それらが出発の日、忠昌公は不意に思い付かれ、「派遣された御徒のうちの何某は、派遣しない方がよかった。あの者は確実に討死してしまうであろう」と後悔されていた。その子細を尋ねたところ、「この者は以前に、大井川のお供とときに、腰の物（刀）を川越人足に持たせているのを見て、腰抜けめと言ったので、明らかにこれを恥じていた。だからこのたびのことで討死するのではないか」と推量されたところ、はたして討死してしまった。

大將の一言は重いものだが、思いもよらないお言葉を与えられて、このように後悔してもらえないのは有難いことである。討死した者も、昔のことだが右のお言葉を恥じて討死したのは、とても恥を知る者と言えよう。派遣された御徒の者のうちある者は首を取り、ある者は手合わせして帰ってきたので、それぞれについて御評議して、首を取った者には一五〇石、手合わせをした者には一〇〇石ずつ与えられ、いずれの者も士に取立てられた。討死にした者には、娘に扶持を与えられたとことである。この時の評議には片山良庵が加えられた。

この時派遣された者のうち、土屋宗右衛門、小森庄兵衛、高柳仁太夫は敵と突合ったので各一五〇石、渡辺弥兵衛、大沢七左衛門は首を取ったので各一五〇石、高瀬弥太夫、木村十兵衛、田中六右衛門、平尾弥助らはいずれもその場の働きがよかったので各一〇〇石ずつ与えられた。松比羅一郎右衛門は討死したので娘へ扶持が与えられた。

(九千房英之)

上巻―第二四話

一或時、加藤宗月、運正寺参拝ノトキ、山手ノ方縁カワヨリ、障子ヲ明テ、来ル者アリ、宗月ミレバ、大坂ニテ打果シタル、服部何某ガセガレナレバ、宗月大ノ眼ニ角ヲ立、ハツタト睨^{ニラ}ミケレバ、其勢ヒニヤ恐レケン、手向ズシテ引去シニ、ヲモテノ方ヨリ、折シモ波々伯部鞆負来リタリ、元来服部ト、由緒アル人ナレバ、宗月モスハヤト思ヒシニ、鞆負此体ヲ見ルトヒトシク、無刀ニナリテ、宗月ノ側ニ来リ、挨拶アリシトゾ、此由忠直公聞シ召、宗月

ヲ、討セテハ一分タ、ヌトテ、是ヨリハ、宗月参拜ノ時ハ、者頭ニ仰付ラレ、道筋大橋ノ下、愛宕山迄ヲ、固メケレバ、其形ノコリテ、今ハ御参詣ノ時ノ作法トナリタリトゾ

〔注釈〕

- 運正寺：足羽山北麓にある浄土宗の寺。結城秀康の菩提寺として建立され、当初は浄光院と言ったが、宝永六年（一七〇九）に今の寺名に改めた。
- 眼ニ角ヲ立：怒ったように眼を鋭くすること。○ハツタト：突然の動作、またその様をあらわす語（『日本国語大辞典』）。○服部某：不明。但し「国事叢記」及び「越藩史略」では「小栗三助」と記す。○大橋：九十九橋のこと。○愛宕山：足羽山のこと。

〔現代語訳〕

ある時、加藤宗月が運正寺に参拝したとき、山手の縁側から障子をあけてきた者がいた。宗月が見たところ、大坂で打ち果した服部何某の息子だったので、その勢いに恐れをなしたか、手向をしないで引き去って行った。表の方からちょうど波々伯部鞆負が来たところであった。もともと服部と縁ある人なので、宗月もしやと思ったが、鞆負の体は平常な様子で刀を帯びておらず、宗月の側に来て挨拶をしていた。

このことを忠直公が聞かれて、宗月を討たせてしまつては面目がたない、それからは宗月が参拝するときには者頭に仰せつけて道筋の大橋の下、愛宕山まで警護した。この形が残つて今は御参詣のときの作法となつたことだ。

(九千房英之)

上巻―第二五話

一 忠昌公、江戸御参勤ノ節、三州赤坂ニテ、御病氣指起リ、御逗留ニ付、御国へ告来リシカバ、永見志摩守、早速発足アリテ、赤坂ニ趣ク事アリ、此時発足トキクトヒトシク、与力ノ面々、屋鋪へ駆付タルニ、ハヤ志摩守、広間へ出ラレタレバ、古老ノ者はハ早キ御支度ニ候ト申ケレバ、志摩守、何モ支度ハイラズ、面々腰ノ物サヘサセバ、スミタル事、是サヘアレバ、能候トテ、手ニ皮囊ヲ提ゲ出ラレタリ、其頃志摩守ハ、八人力アリト云タルニ、ヤウ、ト提ゲタルヤウスナリ、身上一万五千石ナレトモ、常ニ儉約ヲ守リ、衣服ナンドモ、漸ク八丈ノ小袖一ツヲ常住着用シ、或ハ嫡子帯刀ノ朋友ノ参会ニモ、茶漬ニ香ノ物位ノモテナシニテ有シニ、不時ノ用金ニハ、手ヲツク事ナケレバ、急変ニモ、速ニ其事ヲ遂タルモノナリ、後世ハ、大小身トモニ、常ニ奢ヲ極メ、詮ナキ費アレバ、必貧究ニシテ、臨時ノ武役モ勤ガタク、タマ、有余アレバ、利ヲ貪リ、貨殖ヲ事トスルノミニテ、武道ノ助ケトスル事ハ希ナルハ、世ノ風俗トハ云ナガラ、ナケカシキ事トモ也

〔校訂〕

①身分↓⑤身上

〔注釈〕

○三州赤坂：三河国赤坂（愛知県豊川市）。東海道の宿場。○帯刀：永見帯刀。永見志摩守の嫡子。一万三〇〇〇石、内与力二〇人分三〇〇〇石（『福井市史資料編4』「五四 松平忠昌・光通・綱昌給帳」のうち「2 源光通公御家

中給帳」、以下「光通給帳」）。○手をつく…閉口する。困惑する（『日本国語大辞典』）。

〔現代語訳〕

松平忠昌公が江戸に参勤された時に、三河国赤坂宿で病氣となり、そのまま逗留なさることになったので、その旨を御国（越前）に伝えたところ、永見志摩守がすぐに国元から出立して赤坂に赴いたことがあった。この時、志摩守が出立したと聞くと同時に、彼の与力たちが志摩守の屋敷に駆けつけたが、すでに志摩守は広間に出てきていた。そこで、与力のうち古老の者が、「これはお早い御支度ですな」と申ししたところ、志摩守は「何も支度は要らない。与力の者共も腰の物（刀・脇差）さえ差せば済むことである。これさえあればよい」と言つて、手に皮袋の財布を提げて出かけられた。そのころ志摩守は、八人力の力持ちであるとの噂があったように、重い皮袋を軽々と手に提げていた。

志摩守は一万五〇〇〇石という高禄の知行取りであったけれども、常に儉約を守り、衣服なども、かろうじて八丈絹の小袖一つを年中着用していた。また、嫡子帯刀が朋友と参会する時にも、茶漬けと香の物くらいのもてなしであった。そのため、臨時に用金が必要となっても困ることなく、緊急事態でも速やかに事を成し遂げることができた。

後世では、身分が高い者も低い者も、知行の多い者も少ない者も、みな日頃から奢りを極め、無益な出費をするので、必ず窮乏して、臨時の武役を勤められないことが多い。たまたま余裕があつても、利益を貪り、利殖ばかりに専念して、余裕のある金を武道の助けとする事は希であるのは、最近の風習とはいへ、嘆かわしいことである。

（長谷川裕子）

一或時岩上越中、イサ、カノ事ニテ、笹治兵庫ニ、鬱憤ヲサシハサミ、スデニ討果スヘキノ由ナレバ、家来ノ者トモ、サマ、ニ諫レトモ、聞届ケザル故ニ、双方一家ノ面々、駈集リ、今ヤ寄ルト争動ニ及シ故、此事老中ニ達シケレバ、大身歴々ノ人、刃傷ニ及ンテハ、御為ニモ悪シケレバ、イカニモ無事ニスミ候ヤウニトノ評儀ナルニ、本多富正、工夫シテ、是ハ毛受小三郎ニ、扱ハセントノ事也、此毛受ト云ハ、アクマテ、剛毅ニシテ、サノミ智弁アル人ニモアラザレバ、人々不審ニ思ヘドモ、大老ノ指図ナレバ、黙止難クテ、毛受ヲ招キシカバ、富正申サレケルハ、御自分大義ナガラ、越中方へ行、無事ニトリ扱レヨトノ事ナレバ、毛受モ再三辞スレトモ、富正達テ許サレザレバ、是非ナク領掌シテ越中方ニ行テ、云ケルハ、此間ノ様子委ク承及、貴殿ヲ簡尤至極ノ事也、イザ、志ヲ遂ケラレヨト進メケレバ、越中返答ニハ、一家ノ者ヲ始、大勢集リテ、トカクイダシ申サネバ、力ニ及バズト云ヘリ、小三郎云、然ラバ、唯今自害イタサレヨ、我ラシルシヲ請取テ、兵庫ニモ腹切セン、イザ、ト進メケレバ、越中、余人ノ申分トチガヒ、御辺ノ申ヤウ祝着ナリトテ、殊ノホカ、喜ヒナルガ、ツク、ト思案シテ、右ノ如クトリハカラワレテ、御邊ハ如何トトエバ、小三郎、夫ハ云ニヤ及フ、一剋モ早く、自害アレトス、メケルニ、越中、トカク貴殿ノ始終ヲ、キカテハナルマジキト云ヘバ、小三郎ソコニテ、足下ト、笹治ト、刃傷ニヨヨビナバ、御家中大ナル騒動ニ

及ビ、御為ニ然ルベカラズ、然レハ今双方腹ヲ切ラセバ、某トタゞ三人ノ命ヲ捨ルニテ事スムベシ、戰場ニテ捨ン命ヲ、今コ、ニテステンモ、同ク忠義ノ為ナレバ、某ノ一命ハヲシムニ足ラズ、急キ自害アレト、責メケレハ、流石怒レル越中モ、義ニセマリ、イヤトヨ、我ラコソ鬱憤アレバ、一命ヲ果スベキニ、故ナキ貴殿ニ難儀ヲカケシモ、本意ナキ事ナレバ、足下ニメンジテ、堪忍スベキトテ、無事ニスミシトゾ、実ニヤ此事、弁才ヲ以テ調べキニアラザルニ、小三郎専ラ御為ヲ思ヒ、勇義ヲ以テノ取扱、称スベキ事、又富正ノ人ヲ使フノ功者、一ヲ以テ余事ヲ考知ルベキ事

〔注釈〕

○岩上越中：岩上朝吉。忠昌家臣。知行高は「秀康給帳」では四〇〇〇石、「忠直給帳」・「忠昌給帳」では四〇〇〇石、内与力分一〇〇〇石。○笹治兵庫：笹治重昌。忠昌家臣。知行高は「秀康給帳」では三〇〇〇石、「忠直給帳」では三〇〇〇石、「忠昌給帳」では四五〇〇石、内与力分一五〇〇石。○毛受小三郎：毛受延洪。福井藩大番役。一〇〇〇石。寛文六年（一六六六）一月二十七日没。六十九歳（『越前人物志』）。○いやとよ：他人のことは強く打ち消す時のことば。いやそうではない（『日本国語大辞典』）。

〔現代語訳〕

ある時、岩上越中がささいなことでも笹治兵庫に対して不満をあらわにし、もはや越中が笹治兵庫を討ち果たそうとしているという。そこで、家来の者共はさまざまに諫めてくれるけれども、越中は聞き入れない。これでは双方の一家の面々が駈け集まってきて、今にも騒動に及んでしまうので、この事を宿老中に伝えた。すると、身分が高く知行高の多い者が刃傷沙汰に及ぶならば、御家の為にもよくないので、なるべく無事に済むようにしよ

うと話し合い、本多富正が思案して、この件は毛受小三郎に調停させようということとなった。

この毛受という者は、どこまでも剛毅であり、それほど智弁ではないので、人びとは不審に思ったけれども、老中筆頭である本多富正の指示であるので、無視もできない。毛受を呼び寄せて本多富正がいうには、「あなたにとつては面倒なことでしょうが、越中のところへ行き、無事に調停してきてください」とのことであった。毛受は何度も辞退したけれども、本多富正がどうしても依頼したので、仕方なく承諾して越中の所へ行つた。

毛受は、「このあいだの争論の様子は詳しく聞いています。あなたの考へは理にかなうことです。さあさあ、志を遂げてください」と越中に勧めたところ、越中は「一家の者をはじめとして、大勢が合力に集まつたのに、ともかくも兵庫を討ち果たしに出不然いのではないにもならない」と訴えた。そこで小三郎は、「ならば、すぐに自害しなさい。私は自害した証拠を請け取つて、兵庫にも自害を求めます。さあさあ自害しなさい」と勧めたので、越中は、「他の人の提案とは違い、あなたの提案には満足していません」と殊の外喜んだ。しかし、よくよく考えて、「このように処理した場合、あなたの立場はどうなりますか」と越中が質問したところ、小三郎は、「それは言うまでもありません。一刻も早く自害しなさい」と勧められるけれども、越中は「とにかくあなたの行く末を聞かないわけにはいきません」と詰めて寄つた。そこで小三郎は、「あなたと、笹治とが刃傷に及んでしまつと、御家中は大変な騒動になり、御家のためにもよくありません。だからいま双方に腹を切らせれば、私とただ三人の命を捨てるだけで事が済むでしょう。戦場において捨てる命を、いまここで捨てるのも同じく忠義のためであるので、私の命は惜しむに足りません。急いで自害しなさい」と責め立てた。さすがに怒っていた越中も毛受のいう道理に圧迫され、「いや、そうではありません。不満がある我等が一命を捨てる道理はありませんが、何の関係

もないあなたを切腹させることを私は望んでいません。ですので、あなたに免じて、私は兵庫を討ち果たすことを我慢することにします」と言つて、無事に解決したということだ。

弁舌の巧みさによる調停をしようがないこのような案件を、小三郎が御家の為を思つて、勇氣と正義をもつて調停したことは、まったくもつて称賛すべきことである。また本多富正は人使いの巧みな人で、一を聞いてその他の事にまで考え及ぶ人である。

(長谷川裕子)

上巻―第二七話

一 杉田壹岐ハ、始メ小俵キリマエヲ以テ忠昌公ニ仕ヘ、其才ヲ以テ恩禄ヲ荷ヒ、終ニ国家ノ柱石トナリ、常ニ直諫ヲ以テ君ノ過チヲ改メケル、或時、忠昌公、山狩ヨリイラセラレ、御機嫌平日ニ勝レ、各宿老ニ向ヒ宣ヒケルハ、今日諸人ノ働キ、夫々下知法令ノ整ヒヤウ残ル所ナシ、カクノ如クニテハ、万一ノ事トモアラバ、天晴上ノ御用ニモ立ベクトテ、甚御喜悅ナリシカバ、各賀シ奉リシニ、壹岐ハトカクノ辞ナク、黙然トシテ思フ所有ヤウナレバ、壹岐ハ何ト思フゾ、ト問セ玉ヘバ、謹テ申上ケルハ、平日御供ニ出候者トモノ様子ヲ承候ニ、御供先ニテ如何ヤウナル御機嫌ニモ背キ、御手打ニモナルベクヤトテ、各家内ノ者トモトハ暇乞ヲシテ罷出ル由、左様ニ上ヲ疎ミ、信伏仕ラズ候ハデハ何ノ御用ニ立ベク候ヤ、夫ヲモ御存シナク、歎カシキ儀ナリ、ト申シカバ、大二御気色損シ

ケル故ニ、御側ノ面々、壹岐立候へ、ト申ケレバ、其人ヲハタト睨ミ、各ハ鹿猿ヲ追テカケ廻ルヲ御奉公トス、此壹岐ガ奉公ハサニアラス、イラザル事申ナ、トテ其佞脇差ヲ取テ後ヘナゲ、御膝元ヘ進ミヨリ、只御手討ニ遊バサレ候へ、空ク存命、御運ノオト口ヘサセ玉フヲ見候ハンヨリ、唯今御手ニカ、リ候ハ、セメテ御恩ヲ報シ奉ル志ノ印ニテ候ハメ、ト頭ヲノベ平伏シケレバ、忠昌公トカクノ御辞ナク奥ヘ入ラセ玉ヒ、各モ退出シケルニ、本多富正申ケルハ、儲々只今ノ諫言感シ入候、併只今ノ如ク申サル、貴殿ヲ御見立ナサレ、重ク御仕ヒナサル、^{〔おめがん〕}御目鑑ノ程ヲ感シ奉也、サテ壹岐ハ私宅ニ帰り、妻女ニ申ケルハ、今日シカ、ノ事アレバ、定テ切腹ニテモ仰付ラルベシ、其方女ナレバ、直ニ御恩ヲ受タルニハアラネドモ、我微賤ヨリ妻トナリ、今高禄高官ニ居テ、其方迄モ人ニモ崇マレ、身ヲ安楽ニスル事、是全ク君ノ御恩也、サレバ我ラナキ跡ニ、タトヒ何ヤウノ艱苦ニ及フトモ、辞ノハシニモ君ヲ恨ミ奉ル如キ事ヲ申シナバ、泉下迄ノ恨ミ也、ト申含メ、今ヤ命ノ下ルト待タルニ、夜更テ召レケレバ、儲コソ、ト思ヒ、登城シケルニ、直ニ御寢所ニ召レテ宣ヒケルハ、其方昼云シ事、心ニカ、リ寝ラレヌ程ニ、夜ルナレトモ召ツル也、我誤リタル事ハ兎角云ニ及バス、其方志深く感ジヌ、以後イヨ、以テ頼思石トテ御手自ラ御腰物ヲ下サレシカバ、壹岐思ヒヨラヌコトニテ、覚エズ落涙ニ咽^{〔なぐさ〕}ヒツ、拝戴シテ退去シヌ、誠ニ双ビナキ人傑、執権タル人ノ規鑑トモスベキ事、君使レ臣以レ礼則臣事レ君以レ忠トハカクノ如キ事ナルベシ、サレバ古ヨリ君能諫ヲ容ル、ヲ以テ

良將トシ、臣能諫ムルヲ以テ忠臣トハ云リ、忠昌公・壹岐カ如キハ、君君臣以臣タルト云ベシ、都テ此人ハ平世下ス近クシテ、タトヒ鄙賤ノ者ト云ヘトモ旧識ノ人ニ逢テハ礼ヲナシ、辞ヲ厚フスルヲ以テ、人々殊ニ崇敬シ、威勢モ格別ナリシトゾ、己レヨリ威ヲ高クセント下ヲ押ヘ遠ザクル如クニテハ、人皆信伏セザル故、威ハ付ズシテ却テ疎^{〔とほ〕}マル、如クナルベキニ、古人ノ格別ナル事称スベキ事也

〔校訂〕

①御目ガン↓②御目鑑(「御目眼」に朱筆訂正)

〔注釈〕

○杉田壹岐……一六四九。諱は三正。通称は権之助、壹岐(守)、五郎兵衛。慶長年間、部屋住み時代の忠昌に召出され、忠昌・光通代の家老。知行は与力知を含め四五〇〇〇六〇〇石(「忠昌給帳」「光通給帳」「諸士先祖之記」「姓名録」)。○小棒……切米。上中級藩士。知行取に對し、下級藩士には年数回に分けて切米(俸禄)が支給された。○君使臣以礼則臣事君以忠……「論語」八佾第三「定公問う、君、臣を使い、臣、君に事うるには、之を如何せん。孔子對えて曰く、君、臣を使うに礼を以てし、臣、君に事うるに忠を以てす」。君主の礼、臣下の忠をいったもの。○執権……家老。○君君臣以臣タル……「論語」八佾第三「斉の景公、政を孔子に問う。孔子對えて曰く、君君たり、臣臣たり。父父たり、子子たり。公曰く、善いかな。信に如し君君たらず、臣臣たらず、父父たらず、子子たらずんば、粟有りと雖も、吾得て諸を食わんや」。それだけの道をつくすことをいったもの。

〔現代語訳〕

杉田壹岐は、初め切米取りとして忠昌公に召し抱えられた。その才をもつ

て恩禄を受け、ついには藩を支える中心人物となり、常に率直に諫めることで、藩主の過ちを改めた。

ある時、忠昌公が山狩りにいらつしやつて、ご機嫌がいつにもましてすぐれ、家老たちに向かつておつしやるには「今日の皆の働き、それぞれの命令が整っているさまは、漏れ落ちるところがなかった。このような様子だと、万が一の事があっても、あつぱれ將軍家のお役にも立つであろう」と甚だお喜びであった。各人もそのことを祝し申し上げていたところ、忝岐だけはあれこれの言葉がなく、ただ黙然として思うところがある様子だった。

忠昌公は「忝岐はどう思うか」とお尋ねになられたところ、忝岐が謹んで申し上げるには「普段、お伴に出る者たちの様子を承るところ、お伴した先でどのようなことでも殿のご機嫌に背いて、お手討ちになるのではないかと各人、家族とは暇乞いをしてからお伴に出ているとのこと。そのように上を疎んで、心から喜んで従うことがないようでは何のお役にたちましようや。そのようなこともご存じないとは嘆かわしいことです」と申し上げた。

忠昌公の御顔色が悪くなられたので、お側の面々が「忝岐、退席されよ」と申し伝えると、忝岐はその人をはたと睨んで「あなた方は鹿や猿を追いかけ廻ることをご奉公だと思っている。しかし、この忝岐のご奉公とはそのようなものではない。余計なことを申すな」と言った。そしてそのまま脇差を取つて後ろへ放り投げると、忠昌公のお膝元に進み寄り、「ただお手討になさってください。空しく生きながらえて、殿の御運が衰えなさるのを見るよりは、たった今、御手にかかるのであれば、せめてご恩に報い奉る証しともなりましょう」と頭を延べて平伏した。しかし忠昌公は何らのお言葉もなく奥へと入れられ、各人も退出した。

本多富正が申すには「さてさて只今の諫言は感じ入った。しかし、只今のよう申される貴殿を見立てて重用なされる殿の人物眼の程度にも感じ奉った」とのことであった。

さて、忝岐は私宅に帰り、妻女に言うには「今日、これこれのことがあったので、必ずや切腹でも仰せつけられるだろう。そなたは女であるから、直接に御恩を受けているわけではない。しかし、私が微賤のころから妻となり、今高禄高官となつて、そなたまでもが人に崇められ、楽に生活できているのは、まったく殿のご恩のおかげである。それゆえ私がいなくなつたあと、たとえどのような艱難辛苦が及ぼうとも、ことばの端にも殿を恨み奉るようなことを言つたならば、あの世までも恨みとするぞ」と申し含め、今にも命が下るかと思つて居るうち、夜更けて召されたので、「やはりか」と思つて登城したところ、直接に忠昌公の御寝所に召された。

忠昌公がおつしやるには「その方が昼に言つたことが心にかかつて寝ることができない程なので、夜ではあるが召したのだ。私が誤つていたことは、とやかく言うまでもない。その方の志を深く感じた。以後、ますますもつて頼みに思うぞ」と仰つて、御手ずからお腰の物を下された。忝岐は思いもよらぬことだったので、思はず涙を流し、咽びながら頂戴して退出した。

誠にならばごとのないすぐれた人物、家老となる人の鑑ともすべきことである。論語に言う「君、臣を使うに礼を以てし、則ち臣、君に事うるに忠を以てす」とはこのようなことを指すのであろう。それゆえ昔から、君よく諫を容るるをもつて良将とし、臣よく諫むるをもつて忠臣というのである。忠昌公と忝岐のような関係こそ「君君たれば臣以て臣たる」といふべきであらう。全てにおいて、この忝岐という人は、普段から下々の者の近くにあって、たとえ卑賤の者といえども、古くからの知り合いに会えば礼をして真心を込めた言葉をかけるので、人びとは特に忝岐のことを崇敬し、威勢も格別のことだとか。自分から威光を高くしようとして、下々を押さえつけ、遠ざけるようでは、人は皆心服しないため、威光はつかずに、かえつて疎まれる。故人の格別なことは称すべきことである。

(長野栄俊)